

令和4年4月に保険適用となった 不妊治療に係る診療行為の医療費について

厚生労働省保険局調査課
(令和5年9月)

(1)集計対象

令和4年4月～令和5年3月診療分(令和4年5月～令和5年4月審査分)の医科NDBデータ

(2)集計方法

- ・令和4年4月に保険適用となった不妊治療に係る診療行為の回数に点数と10を乗じた値を医療費として計上した。
- ・令和4年4月に保険適用となった不妊治療に係る診療行為の算定があるレセプトの件数を計上した。

令和4年4月に保険適用となった不妊治療に係る診療行為の医療費等

- 新たに保険適用となった不妊治療に係る医療費は令和4年4月から令和5年3月で897億円。
令和4年4月から令和5年3月の概算医療費46.0兆円に占める割合は約0.20%。

【医療費】

(単位：億円)

	令和4年度												
	4-3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
医療費	897	26	58	79	83	74	84	88	88	77	62	89	90
うち被用者保険	809	23	52	71	75	67	76	80	79	70	56	80	81
うち国民健康保険	87	3	6	8	8	7	9	9	8	7	6	8	8

【レセプト件数】

(単位：千件)

	令和4年度												
	4-3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
総計	1,255	81	87	99	112	105	110	116	113	101	104	112	115
うち被用者保険	1,136	73	78	89	101	95	99	105	102	92	94	101	105
うち国民健康保険	118	8	9	10	11	10	11	11	11	9	9	10	10

(注) 令和4年4月～令和5年3月診療分の医科NDBデータから集計

(参考) 令和4年4月に保険適用となった不妊治療に係る診療報酬点数

診療報酬点数	
一般不妊治療管理料	250
人工授精	1,820
生殖補助医療管理料	
生殖補助医療管理料1	300
生殖補助医療管理料2	250
採卵術	3,200
1個の場合	2,400
2個から5個までの場合	3,600
6個から9個までの場合	5,500
10個以上の場合	7,200
抗ミュラー管ホルモン(AMH)	600
体外受精・顕微授精管理料	
体外受精	4,200
顕微授精	
1個の場合	4,800
2個から5個までの場合	6,800
6個から9個までの場合	10,000
10個以上の場合	12,800
体外受精及び顕微授精同時実施管理料	
1個の場合	6,900
2個から5個までの場合	8,900
6個から9個までの場合	12,100
10個以上の場合	14,900
採取精子調整加算	5,000
卵子調整加算	1,000

診療報酬点数	
受精卵・胚培養管理料	
1個の場合	4,500
2個から5個までの場合	6,000
6個から9個までの場合	8,400
10個以上の場合	10,500
胚盤胞作成加算	
1個の場合	1,500
2個から5個までの場合	2,000
6個から9個までの場合	2,500
10個以上の場合	3,000
胚凍結保存管理料	
胚凍結保存管理料(導入時)	
1個の場合	5,000
2個から5個までの場合	7,000
6個から9個までの場合	10,200
10個以上の場合	13,000
胚凍結保存維持管理料	3,500
胚移植術	
新鮮胚移植の場合	7,500
凍結・融解胚移植の場合	12,000
アシステッドハッチング加算	1,000
高濃度ヒアルロン酸含有培養液加算	1,000
Y染色体微小欠失検査	3,770
精巣内精子採取術	
単純なもの	12,400
顕微鏡を用いたもの	24,600